

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008門第64号								
事故等名	貨物船あさひふじ乗揚								
発生年月日時刻	平成20年10月1日 03時10分ごろ								
発生場所	若松洞海湾口防波堤灯台から真方位228° 1.9海里(北緯33° 55' 11" 東経130° 49' 22" 付近)								
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月28日 門司・地方事故調査官があさひふじ船長から事故概況を電話聴取し、海難報告書を精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし								
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	貨物船あさひふじ 192トン 134693 有限会社三久海運								
乗組員等に関する情報	船長 五級海技士(航海)								
負傷者	なし								
損害	船底擦過傷								
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、鋼材約635トンを載せ、船首2.82m船尾4.0mの喫水をもって、関門港若松区八幡泊地を発し、尾道糸崎港に向け若松航路を北上中、若松航路第11号灯浮標の南方海域において、同灯浮標寄りに南下する態勢の貨物船を認めたことから、同船を避けるため、早目に右転して航路外を北上したところ、平成20年10月1日03時10分ごろ、同灯浮標東方の水深2.7mの浅所に底触した。その後、浸水等異常が認められなかったので続航した。 当時、潮候は下げ潮の末期で、潮高は46cmであった。								
事実を認定した理由	<table border="0"> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td>本船は、若松航路第11号灯浮標付近の浅所状況の確認を十分に行わなかった可能性があると考えられる。</td> </tr> </table>	気象・海象の関与	なし	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	判明した事項の解析	本船は、若松航路第11号灯浮標付近の浅所状況の確認を十分に行わなかった可能性があると考えられる。
気象・海象の関与	なし								
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
判明した事項の解析	本船は、若松航路第11号灯浮標付近の浅所状況の確認を十分に行わなかった可能性があると考えられる。								
原因	本事故は、本船が若松航路第11号灯浮標付近の浅所状況の確認を十分に行わなかったため、同浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。								
その他の事項	なし								